

第 1 8 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年11月26日（金）午後1時30分

場所 角館広域交流センター 多目的ホール

会議次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

報告第30号 平成16年度田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算
(第1号)について

報告第31号 新市建設計画(案)について

協議案第6号 新市の事務所の位置について(継続協議)

協議案第60号 事務組織及び機構の取扱いについて(提案)

協議案第61号 病院及び診療所の取扱いについて(提案)

その他

5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新市の名称について	H15. 5.23	第2回	H16. 6.16	第5回 臨時
4	新市の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(その1)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
	(協定項目) 新市建設計画(素案)について	H16. 9.13	第6回 臨時	H16.10.22	第17回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 6.16	第5回 臨時
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 保健衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 保育事業の取扱いについて	H16. 6.25	第13回	H16. 9.13	第6回 臨時
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) その他の福祉事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) 環境衛生事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 農林水産関係事業の取扱いについて	H16. 8.23	第15回	H16. 9.24	第16回
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 社会福祉協議会の取扱いについて	H16. 9.24	第16回	H16.10.22	第17回
	(協議細目) その他の事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 病院及び診療所の取扱いについて	H16.11.26	第18回		
15	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
16	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第6回	H15.10.24	第7回
17	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
18	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

合併協定項目

(その3)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
19	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
20	一部事務組合等の取扱いについて	H16. 6.25	第13回	H16. 9.24	第16回
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その1)	H16. 6.25	第13回	H16. 7.22	第14回
	(協議細目) 一部事務組合等の取扱いについて (その2)	H16. 8.23	第15回	H16. 9.24	第16回
21	町名・字名の取扱いについて	H16. 6.25	第13回	H16. 9.24	第16回
22	国民健康保険事業の取扱いについて	H16. 7.22	第14回	H16. 8.23	第15回
23	事務組織及び機構の取扱いについて	H16.11.26	第18回		

報告第 30 号

平成16年度 田沢湖・角館・西木合併協議会補正予算(第1号)

平成16年度 田沢湖・角館・西木合併協議会の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

第1表 歳入歳出補正予算

【歳入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
2 県支出金		0	1,500	1,500	
	1 県支出金	0	1,500	1,500	法定合併協議会支援事業費補助金 1,500
3 繰越金		1,000	3,723	4,723	
	1 繰越金	1,000	3,723	4,723	法定合併協議会前年度繰越金 3,723
歳入合計		21,001	5,223	26,224	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説 明
1 総務費		8,682	4,719	13,401	
	1 会議費	1,853	1,454	3,307	協議会費追加 1,334
					新市名称候補選定委員会 120
2 事務費	6,829	3,265	10,094	事務所維持管理費追加 1,236 事務所物品等賃借料追加(増員分) 2,029	
3 予備費		259	504	763	
	1 予備費	259	504	763	
歳出合計		21,001	5,223	26,224	

報告第 3 1 号

新市建設計画（案）について

協議案第6号

新市の事務所の位置について（継続協議）

【参考】

平成15年5月23日第2回合併協議会確認事項

協議案第6号

新市の事務所の位置について（継続協議）

新市の事務所の位置については、各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。

なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・分庁舎で同一のサービスできるようにする。

協議事項	新市の事務所の位置	関係項目	
調整の内容			

現況			調整の具体的内容
田沢湖町	角館町	西木村	
田沢湖町役場 ・住所 田沢湖町生保内字宮ノ後30 ・施設規模 地上3階 ・敷地面積 21,482.15m ² ・延床面積 2,615.87m ² ・駐車場 100台 ・竣工 昭和47年8月 ・同一敷地内の独立した他の施設 保健センター(地上3階) 延床面積 781.46 m ² 駐車場 4台 総合開発センター(地上2階) 延床面積 1,451.50 m ² 駐車場 75台 役場第2庁舎(地上1階) 延床面積 1,165.53 m ² 駐車場 70台 書庫、建設機械・バス等車庫 第2庁舎車庫	角館町役場 ・住所 角館町東勝楽丁19 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 1,658.3m ² ・延床面積 1,222m ² ・駐車場 16台 ・竣工 昭和36年6月 ・同一敷地内の独立した他の施設 西庁舎(地上3階) 延床面積 1,145.4m ² 駐車場 30台	西木村役場 ・住所 西木村上荒井字古堀田47 ・施設規模 地上2階 ・敷地面積 12,120m ² ・延床面積 1,587.17m ² ・駐車場 125台 ・竣工 昭和50年9月 ・同一敷地内の独立した他の施設 第2庁舎(地上1階) 延床面積 528m ² 駐車場 9台 総合開発センター(地上2階) 延床面積 879.3 m ² 駐車場 18台 倉庫 延床面積 60m ² 第2車庫 延床面積 559m ²	平成15年3月12日開催の第4回仙北北部合併協議会の確認内容 各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とする。 本庁舎の位置、分庁舎の役割分担等については、法定協議会で協議し決定するものとする。 なお、住民に対する窓口業務は、本庁舎・各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

分庁舎

市役所又は町村役場の行政組織がいくつかの庁舎に分散して配置するもの。

先進事例

つくば市

仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

北上市

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

あきる野市

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

あさぎり町

関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。

南アルプス市

当分の間、櫛形町役場を本庁舎とする。新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署など市民の利便性を考慮する中で市民参加による審議会の設置など協議方法も含め速やかに検討を開始することとした。

あきる野市での事務所改修の例

平成 7 年に合併したが、平成 11 年から一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてのコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成 13 年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。庁舎の 2 階・3 階については、地元住民を交えた検討委員会で活用方を検討した結果、地域住民のための交流センターとすることを決定し、2 億 7 千 3 百万円をかけて改修する予定。

篠山市の支所設置の例

篠山市支所設置条例(抜粋)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 155 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

(名称及び位置等)

第 2 条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置 385 番地の 1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住 344 番地の 1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田 240 番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉 7 番地の 1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田 14 番地の 1	旧今田町区域

篠山市支所事務分掌規則(抜粋)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、篠山市支所設置規則条例(平成 11 年篠山市条例第 8 号)第 1 条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
多紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
西紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
今田支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	

(職の設置)

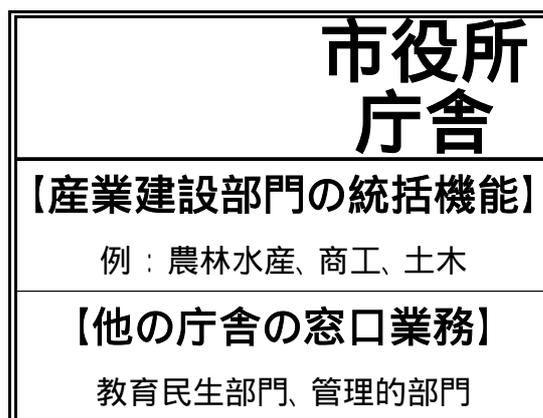
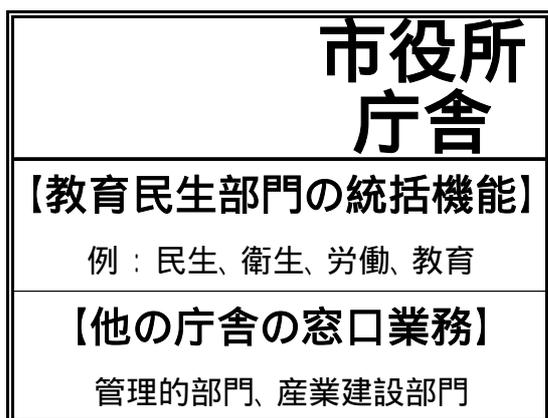
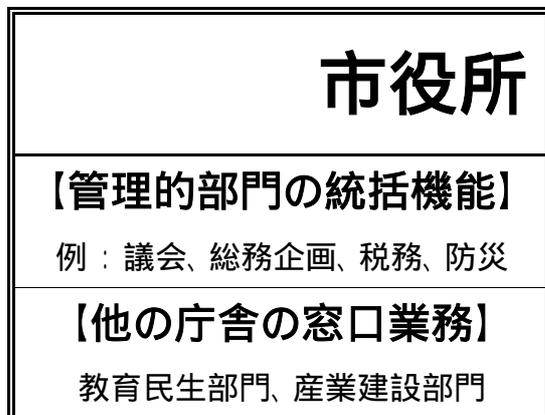
第 2 条 支所に支所長を置く。

2 支所に次長を置くことができる。

3 担当に係長を置くことができる。

【参考】

分庁舎方式の概念図



参考

平成15年4月現在 普通会計職員配置状況		職員数	うち本庁等
管理的部門	議会、総務企画、税務、防災	152	128
教育民生部門	民生、衛生、労働、教育	235	84
産業建設部門	農林水産、商工、土木	111	104
合計		498	316

普通会計職員とは、病院、介護施設や上下水道などの公営企業職員を除いた職員です。

本庁舎以外に勤務する主な普通会計職員は、次のとおりです。

管理的部門	支所、出張所、情報センター等、合併協議会事務局
教育民生部門	保育園、診療所、学校、公民館、幼稚園等
産業建設部門	観光関係施設等

新自治体の事務所の位置についての考え方

地方自治法第4条の規定により、『地方公共団体は、その事務所の位置を条例で定めなければならない。』とされています。市町村合併においては協議会の協議により市役所の位置を定めることとなります。

本庁舎は、現在の3町村役場庁舎のいずれかを使用することになりますが、いずれの庁舎も全機能を収容するには容積的に困難である。このため、業務ごとに分離する分庁舎方式を検討しています。

これは、新自治体をスタートするに当たり、厳しい財政状況及び、合併目標時期までの期間を検討すると、合併時には庁舎の新設を行わず既存施設の有効利用を考慮したものです。

本庁舎の名称は、新自治体の名称が決定しなければできませんが、市となるべき要件が、人口3万人以上とする合併特例法改正案が6月12日衆議院本会議で可決され、本国会会期中の成立に向けて、同日参議院に送致されました。

この合併特例法の改正案が成立しますと、本合併協議会が合併目標時期としている、平成17年3月末以前(3月31日)であれば、新自治体は市として誕生することとなります。

分庁舎方式を採用した、合併自治体の例としては、さぬき市、あさぎり町は、名称を 支所としています。

西東京市は、『西東京市役所田無庁舎』、『西東京市役所保谷庁舎』としています。

東かがわ市は、『東かがわ市役所』、『東かがわ市役所引田庁舎』、『東かがわ市役所大内庁舎』としています。

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、合併特例法による在任特例を採用した場合は56人、定数特例を採用した場合は52人以内となり、現在の3町村役場のいずれの議場も狭く議会を開会することはできません。

このため、合併後の議会の開催場所は当分の間、現在の議場以外の場所を議場とすることを検討しなければなりません。

市役所、分庁舎の行政組織の配置等は、今後の協定項目であります、「事務組織及び機構の取扱い」において、別途協議をお願いすることとなります。

なお、「事務組織及び機構の取扱い」について、先進事例では合併協議において整備方針を定め、具体的には専門部会等で業務内容を明確にした上で、行っている前例が多くなっています。

また、各組織の定数、配置数は、新自治体発足時に定めることとなりますが、当分の間は合併への円滑な移行のため増員配置等で対応することとなります。

さらに、分庁舎方式は、窓口業務の重複配置等により職員数の適正化が図れないとされていますが、定員管理計画等を随時見直し、合併による行政コスト縮減に努めるものとします。

新庁舎の建設については、現在の3町村役場庁舎はいずれも建築後、約30年を経過し老朽化も進んでおり、設計耐震基準も改正前のものが適用されています。

このため、市町村建設計画の策定においては、合併特例債を財源とする新庁舎建設も検討するものとします。

建設時期、規模、位置等は、新自治体の一体化の醸成等を勘案し、新自治体の判断に委ねるものとします。

なお、事務所の位置は、地方自治法第4条第2項で、『住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係に適切な考慮を払わなければならない。』とされています。

協議案第60号

事務組織及び機構の取扱いについて（提案）

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	事務組織及び機構の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 新市の組織は4部制とし、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p>	

<p>【新市における事務組織・機構の整備方針】</p> <p>1 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>2 住民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>3 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>4 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「地域センター」を設置する組織・機構</p> <p>5 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>6 新市建設計画が円滑に遂行できる組織・機構</p>		
現 況		
田沢湖町	角館町	西木村
<p>町長部局 (平成16年4月1日現在)</p> <p>総務課、企画振興課、税務課、町民課、福祉課、農林課、観光商工課、建設課</p> <p>収入役 収入役室</p> <p>教育委員会 総務教育課、生涯学習課</p> <p>水道事業 企業課</p> <p>温泉事業 企業課</p> <p>病院事業 田沢湖病院</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会 事務局</p> <p>議会 事務局</p> <p>監査委員</p>	<p>町長部局 (平成16年4月1日現在)</p> <p>総務課、企画政策課、税務課、町民サービス課、福祉課、農政課、商工観光課、建設課、まちづくり対策課、上下水道課</p> <p>収入役 会計課</p> <p>教育委員会 教育課、文化財課</p> <p>水道事業 上下水道課</p> <p>病院事業 公立角館総合病院</p> <p>選挙管理委員会 事務局</p> <p>農業委員会 事務局</p> <p>議会 事務局</p> <p>監査委員</p>	<p>村長部局 (平成16年4月1日現在)</p> <p>総務課、税務住民課、福祉課、環境課、産業課、建設課</p> <p>収入役 出納室</p> <p>教育委員会 学務課、生涯学習課</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>農業委員会 事務局</p> <p>議会 事務局</p> <p>監査委員 事務局</p>
<p>一部事務組合 角館町外3か町村公衆衛生施設組合</p>		

協議案第 6 1 号

病院及び診療所の取扱いについて【協定項目 2 3 - 3 1】（提案）

病院及び診療所の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	病院・診療所の取扱い	関係項目	
調整の内容	1. 病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とする。 2. 病院事業については、地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時まで調整する。 3. 診療に係る諸証明の手数料(主な文書料)については、合併後に統一するよう調整する。 4. 診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時まで調整する。		

事務事業名	現 況		調整方針
	町立田沢湖病院	公立角館総合病院	
病院事業の状況			病院については、新市に引き継ぐものとし、名称を市立田沢湖病院、市立角館総合病院とする。
・施設名	町立田沢湖病院	・施設名 公立角館総合病院	
・開設年月日	昭和33年5月16日	・開設年月日 昭和28年11月21日	
・所在地	田沢湖町生保内字浮世坂17番地1	・所在地 角館町岩瀬字上野18番地	
・敷地面積	24,553 m ²	・敷地面積 17,529 m ²	
・建物面積	鉄筋コンクリート造 2階建て 延面積6,156.9 m ² (附属建物含む)	・建物面積 鉄筋コンクリート造 地上5階建て 延面積 14,230.4 m ²	
一 般	60床	一 般 256床	
計	60床	精 神 100床 計 356床	
・診療科目	内科、外科、整形外科、循環器科、呼吸器科、アレルギー科、神経内科、脳神経外科、皮膚科、耳鼻咽喉科 (計 10診療科)	・診療科目 消化器科、呼吸器科、循環器科(血液・腎臓・膠原病)、神経精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、皮膚科 (計 14診療科)	
・職員 (非常勤、臨時パート含まない)	医 師 4人 看 護 師 31人 医療技術者 9人 事 務 職 員 9人 そ の 他 5人 合 計 58人	・職員 医 師 19人 (非常勤、臨時パート含まない) 看 護 師 166人 医療技術者 42人 事 務 職 員 24人 そ の 他 21人 合 計 272人	
・1日平均入院患者数(平成15年度)	41.3人	・1日平均入院患者数(平成15年度) 308.6人	
・1日平均外来患者数(平成15年度)	219.2人	・1日平均外来患者数(平成15年度) 807.8人	

事務事業名	現 況		調整方針
	町立田沢湖病院	公立角館総合病院	
	・ 予算形式 企業会計（財務適用）	・ 予算形式 企業会計（公営企業法全部適用）	病院事業については、地方公営企業法の全部適用とし、事務の体制等については合併時まで調整する。
	15年度決算額 病院事業収益 1,141,413,906円 病院事業費用 1,192,490,381円 差引 51,076,475円	15年度決算額 病院事業収益 4,174,482,600円 病院事業費用 4,215,190,531円 差引 40,707,931円	
	・ 診療時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	・ 診療時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時45分～午後5時15分	
・ 救急に関する事項 救急告示病院	・ 救急に関する事項 救急告示病院 病院群輪番制実施病院 （地域内の病院が共同連帯して、輪番制方式で重症救急患者を受け入れし入院治療を実施する体制のこと。大曲仙北地区は3病院で輪番制を実施）	救急業務は現状のまま継続する	
手数料の状況	手数料（診療に係る諸証明等） ・ 文書料（主なもの）	手数料（診療に係る諸証明等） ・ 文書料（主なもの）	診療に係る諸証明の手数料（主な文書料）については、合併後に統一するよう調整する。
	諸証明書 1,050円	証明書 2,100円	
	身体検査書 1,050円	身体検査書 2,100円	
	診断書（簡単なもの） 1,050円	診断書（簡単なもの） 2,100円	
	診断書（複雑なもの） 3,150円	診断書（複雑なもの） 5,250円	
	諸種年金受給用診断書 3,150円	諸種年金受給用診断書 5,250円	
	身体障害者診断書 3,150円	身体障害者用診断書 5,250円	
	裁判に使用する診断書 5,250円	裁判用診断書 10,500円	
	生命保険請求死亡診断書 3,150円	生命保険請求死亡診断書 5,250円	
	自動車損害賠償責任保険請求用診断書 3,150円	自動車損害賠償責任保険診断明細書 5,250円	
	死亡診断書（1通につき） 2,100円 1通増す毎に520円を加算	死亡診断書 4,200円	
	・ 死体処置料 1体につき 2,100円	・ 死体処置料 伝染病の場合1体につき 3,675円	
	時間外1体につき 3,150円	その他の場合1体につき 3,150円	
深夜 1体につき 4,200円			

事務事業名	現 況		調整方針		
	町立田沢湖病院	公立角館総合病院			
使用料の状況	使用料等 ・個室料金 1日につき	使用料等 ・入院室料（普通入院以外の室料差額） 1日につき	療養環境等に差異があるため現状のとおり存続とする。		
	個 室	2,100円		特別室A	3,675円
				特別室B	2,100円
				1人部屋	1,260円
				2人部屋を1人で使用するとき	1,260円
		2人部屋	840円		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
診療所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科診療所 田沢湖町歯科診療所 (田沢湖町生保内字浮世坂17番地1) ・予算形式 一般会計 		<ul style="list-style-type: none"> ・診療所 西明寺診療所 (西木村門屋字道目木319番地1) ・診療所 桧木内診療所 (西木村下桧木内字松葉232番地) ・予算形式 特別会計（普通会計） 	診療所については、新市に引き継ぐものとし、体制や運営等については合併時まで調整する。